

広島県告示第二百八十五号

広島県卸売市場条例（昭和四十六年広島県条例第六十八号）第七条第一項の規定によって、平成二十九年四月十四日次のとおり地方卸売市場における開設者の営業の譲渡し及び譲受けを認可した。

平成二十九年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

許可番号	広島県第三二 号
譲渡人の 名称	株式会社尾道総合 食品地方卸売市場
譲受人の 名称	株式会社尾道地方 卸売市場
地方卸売市 場の名称	尾道地方卸売市場
市場の 区分	水産市場